

要領別紙 2（施設情報管理・分析対策に係る運用）

第 1 趣 旨

国営土地改良事業により造成された土地改良施設の戦略的な保全管理を推進していくため、農業水利ストック情報データベースシステム（以下、「データベース」）の運用、施設の状況に応じた定期的な機能診断及び地区全体において最適となる機能保全計画の作成に係る技術指針の策定等を実施するものである。

第 2 内 容

本対策の内容は、以下のとおりとする。

1 農業水利ストック情報データベースシステムの運用

調査主体は、国営土地改良事業により造成された農業水利施設の補修履歴等の収集及びデータベースへの登載を行い、体系的に整理するとともに、データベースの運用、保守を実施するものとする。

2 機能診断及び機能保全計画の策定等に係る技術資料等の作成

調査主体は、データベースで整理した情報の分析及び評価による知見を基礎として次に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 機能診断、機能保全計画の策定及びリスク管理に係る技術資料の作成
- (2) 工種毎の管理技術に係る技術資料等の作成
- (3) 操作規程及び管理規程の改訂
- (4) (1)～(3)のために必要となる基礎資料の整理、作成

3 更新事業における土地改良財産台帳等の検討

調査主体は、データベースの情報整理に資するため、国営造成施設に係る更新事業の実施に伴い土地改良財産台帳へ登載することとなる施設に関し、次に掲げる調整及び基本方針等の検討を行うものとする。

- (1) 更新事業に伴う土地改良財産台帳等の登載方法等の調整
- (2) 更新事業実施中及び整備後の管理方法等の検討
- (3) 土地改良財産台帳の口座の整理替等に係る基本方針の検討

第 3 実施主体等

- 1 本対策は、農村振興局及び地方農政局等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）を実施主体とする。
- 2 農村振興局及び地方農政局等は、実施にあたって必要がある場合には、一部を関係する地方公共団体等に委託できるものとする。
- 3 実施にあたっては、関係する地方公共団体等と緊密な連絡調整を行うものとする。

第 4 対策実施結果の報告

地方農政局等は、毎年度の調査結果を翌年度の 4 月末日までに農村振興局に報告するものとする。

要領別紙3（長寿命化施工技術推進対策に係る運用）

第1 趣旨

農業水利施設の補修・更新等に関して、これまでに施工された補修・補強技術データの収集・分析、地域特性に応じた補修・補強技術の体系化、情報の提供・共有体制、技術支援体制を構築し、農業水利施設の長寿命化の推進に資するものである。

第2 内容

農業水利施設の保全に関する技術基準の作成等に関して、次に掲げる業務を実施するものとする。

1 補修・補強技術の体系化

- (1) 補修・補強技術データの収集・分析
- (2) 技術体系化と技術情報の評価・分析
- (3) 補修・補強技術に係る設計・積算・施工の技術資料等作成
- (4) 技術情報の蓄積、共有化
- (5) 技術情報の更新、保守・管理

2 補修・補強技術支援体制の構築

- (1) 補修・補強技術支援体制の構築
- (2) 施工実績評価調査
- (3) 技術の導入促進

第3 実施主体

- 1 農村振興局及び地方農政局等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）を実施主体とする。
- 2 農村振興局及び地方農政局等は、長寿命化施工技術推進対策（以下「本対策」）の実施に当たり必要な事項について、研究機関等に委託することができるものとする。

第4 対策実施結果の報告

地方農政局等が実施主体となる対策について、地方農政局等は実施結果を取りまとめの上、毎年度の実施結果を翌年度の4月末日までに農村振興局に報告するものとする。